

エドマンド・バークとアイルランド問題  
——ブリストル選挙区との関わりにおいて——（下）

岸 本 広 司

**Edmund Burke and the Irish Problems: In Relation to  
Bristol Constituency (Part II)**

**Hiroshi Kishimoto**

**Summary**

Edmund Burke was blamed by his Bristol constituents. The charges against him were : first, his failure to visit Bristol more often ; second, his favouring of Ireland rather than Bristol in the argument over liberalising trade ; third, his support for a bill introduced by Lord Beauchamp ; fourth, his religious bias for Catholicism. He was defeated in a general election of 1780, although he defended his entire record as representative from Bristol. In this paper, I consider Burke's view on catholic relief in relation to the Irish problems and clarify that it was one of reasons of his loss of Bristol constituency.

Key words : Edmund Burke, the Irish problems, Catholic Relief, Gordon Riots, Bristol Constituency.

Received Sept. 30, 1996

**三 カトリック救済問題**

これまで見てきたように、バークはみずから選挙区ブリストルの市民から非難された。それは第1に、彼が選挙区を頻繁に訪れず、第2に、アイルランド貿易規制緩和法案を支持したという理由からであった。しかしバークがブリストルで非難されたのは、以上の点からだけではない。バークによれば、さらに2つの非難理由があった。すなわちそれは、「ピーチャム卿の債務者法案に関する私の意見と行動、およびローマ・カトリック教徒をめぐる最近の問題に関する私の投票態度」<sup>(1)</sup>である。これら2つのうち、前者は債務者への厳しい罰則を緩めようというピーチャム子爵の提案を、バークが下院で支持した<sup>(2)</sup>ことに対する非難であった。彼にとって、「ピーチャム卿法案は正義と政策の法であった」<sup>(3)</sup>が、ブリスト

ル市民にとっては詐欺行為を助長し、財産を脅かし、信用を失わせる到底認めることのできない法案であったのである<sup>(4)</sup>。他方、後者の方は、1778年にG・サヴィルによって上程されたカトリック救済法案に、パークが深く関与したとみなされたことに起因する非難である。この非難をパークがきわめて深刻に受け止めていたことは、ブリストルにおける『選挙に臨んでの演説』の約3分の2が、この問題をめぐる彼自身の行動の説明およびその弁明に充てられているところからも明らかである。我々が本節で議論しようとするのも、このカトリック救済に関する問題である。

ところで、サヴィルの上程した法案は、後に見るようにイギリスのカトリック救済を意図したものであって、それ自体、アイルランドのカトリック救済問題とは直接的な繋がりを持っていない。しかし両者がまったく無関係であるとは言いえず、むしろ別な角度から見るならば、それらは大いに関係している。そもそもパークがこの問題で非難された背景には、アイルランド人という彼の出自、そして何よりもアイルランドのカトリックに対する彼の寛厚な姿勢があったことは疑いえず、したがってこの問題にまつわるブリストル市民の非難を、パークのアイルランド論との関わりのもとで考えることもできるのである。そこで以下においては、まずパークにおけるアイルランド・カトリック救済論の考察から始めていこう。パークの宗教的寛容思想の一端を明らかにするのが、ここでの課題の1つである。

ところで、18世紀のアイルランドのカトリック教徒が、1695年に始まる一連の「カトリック刑罰法」(Penal Laws)によって、厳しい宗教的迫害を受けていたことは改めて言うまでもないであろう。この刑罰法の目的およびその内容については、すでに前著で論及したとおりであるが<sup>(5)</sup>、本節のテーマを考える上に重要と思われる所以、ここで必要な個所をあえてそのまま再言しておこう。周知のように、プロテスタントから成るアイルランド議会で制定されたカトリック刑罰法は、フランスのユグノーに対する法規に比せられ、部分的にはそれに基づいて作成されたものである。しかしその立法化の事情は根本的に異なり、その目的も大きく相違している。すなわち、ユグノーの場合とは異なって、カトリック刑罰法の対象は全住民の4分の3以上を占める多数派宗教に向けられ、その基本的目的も、改宗や宗教的統一というよりは、むしろカトリック教徒からの政治的・社会的諸権利の剥奪という点に向けられていた。したがって、カトリック信仰は従属的地位ながらも一応容認され、それゆえアイルランドにおいて、厳密な意味での宗教的迫害はなかったと言うべきかもしれない<sup>(6)</sup>。しかしカトリックからは政治権力への手がかりとなるものは一切取り除かれて、彼らは力づくで被支配者の地位へと追いやられてしまった。否、プロテスタント優位体制のもと、カトリック信仰そのものが被支配者の宗教へと格下げされてしまったのである。悪名高きこの刑罰法は、およそ次のように要約することができよう。

まず、カトリック聖職者が登録制となり、各教区1人の司祭を除いてすべての高位聖職者や修道士が国外追放された。そして一般のカトリック教徒からは、国會議員の選挙権・被選

## エドマンド・バークとアイルランド問題

挙権が剥奪された。彼らは官吏、弁護士、判事、警官、軍人になることができず、武器や5ポンド以上の馬を所有することもできなかった。またカトリックは、学校を設立することはもとより、教師になることも子弟を海外に留学させることもできなかった。教育はすべて国教会の監督のもとに行われ、カトリックの子供を国教徒に育てる努力が重ねられた。プロテスタントとカトリックの結婚も禁止された。もし土地を所有しているプロテスタントの女性がカトリックの男性と結婚すれば、その土地は没収され、プロテスタントの男性がカトリックの女性と結婚すれば、女性が結婚後1年以内に改宗しない限り、その男性はカトリックとして取り扱われた。カトリックには国教会に10分の1税支払いの義務が課せられるとともに、土地購入の権利が剥奪され、プロテスタントからの贈与も、31年以上の長期貸借も認められなかつた。カトリック教徒が死去した場合、その土地は息子たちに分割され、長男が改宗しない限り長子相続は認められなかつた。父親の存命中に長男が改宗すれば、父親は生涯小作人となり、長男はその土地をすべて相続することができた<sup>(7)</sup>。刑罰法の中でも土地に関するこうした圧力・禁制はとりわけ厳しく、相次ぐ土地没収の結果、カトリック教徒の土地所有率は、G・M・トレヴェリアンによれば1700年頃にはアイルランド全土の約12—3パーセント<sup>(8)</sup>、A・ヤングによれば、1770年代にはわずか5パーセントであったと言われている<sup>(9)</sup>。

もっとも、こうした刑罰法は必ずしも厳格に施行されたわけではなかつた。例えば、無登録の聖職者は活発に活動していたし、カトリック子弟の海外留学も頻繁に行われていた。また、法の網をくぐることによって土地を所有し続けることも不可能ではなかつた。したがつて、カトリック刑罰法は一般に想像されるほど苛酷なものではなかつた。しかしこの刑罰法体系は、カトリックの政治力を抑えるという点においては、それ本来の目的をほぼ十全に達成したのであつた。というのも、アイルランドのカトリックは実質的にはこの法によって公的な世界から締め出され、完全に従属的地位へと転落せしめられたからである。1715年と45年のジャコバイトの反乱の際に、カトリックの拠点たるアイルランドで争乱が起こらず、「暴動の囁きすらなかつた」<sup>(10)</sup>といふ事実ほどこのあたりの事情を雄弁に物語っているものはないであろう。すべての政治力を去勢されたアイルランド人は、イギリスにとつてはもはや危険な存在ではなく、従順で貧困で精神的に堕落した、J・スウィフトの言う「圧制に慣れきった民衆」<sup>(11)</sup>となつてしまつたのである。

さて、こうした状況下に置かれたアイルランドに生まれ育ったバークにとって、カトリックに対する宗教的抑圧は到底容認し得るものではなかつた。しかも彼の母方は、敬虔なカトリック信者の家系であった。バークは早くからカトリックに親近感を持ち、迫害され蔑まれている者に博愛の念を抱いていた。もちろん、彼自身は父親の宗旨に従つて国教徒であった。しかし、偏狭な分派主義や独善主義は彼の嫌悪するところであり、たとえ宗派の違いがあろうとも、キリスト者はキリスト教倫理を身につけて日々有徳に生きている敬虔なキリスト教徒に対しては、最大限寛容でなければならないというのが彼の確信するところであった<sup>(12)</sup>。

パークが政界入りに先立って、『アイルランド・カトリック刑罰法論』(*Fragments of a Tract relative to the Laws against Popery in Ireland*, [1761-65]) を著し、植民地支配体制は否定せぬまでも、カトリック刑罰法の不法性や非人道性を厳しく批判していたことはすでに前著で詳論したとおりである<sup>(13)</sup>。パークは、全国民の4分の3以上の人々が信仰している宗教を迫害するがごとき弾圧法は、宗教的にはもとより、道徳的にも政治的にも断じて認めることのできぬ悪法であったのである。そしてそうした考えは、政界登場後も基本的に変わることはなかったのであった。

政界に登場して後のパークが、アイルランド・カトリックへの寛厚な姿勢を鮮明にしたのはまず1778年のことである。すなわち、最初のアイルランド貿易規制緩和法案がイギリス下院を通過した数日後の78年5月25日に、アイルランドの下院議員であるL・ガーディナーが、カトリック救済法案をアイルランド議会に提出した。その内容は、刑罰法を緩和して、カトリックに土地購入の自由を認めるというものであった。この日の法案提出を、アイルランド下院議長であるE・S・ペリーからの書簡で知ったパークは<sup>(14)</sup>、それが立法化されることを希望して、すぐさまペリー宛返信をしたためている<sup>(15)</sup>。パークの考えでは、6月のある宛名人不詳の書簡でも述べられているように、何びとも宗派が違うという理由のみで他人の財産取得権を剥奪してはならず、「イギリス領内のすべての地域では、財産は等しく保護され、等しく自由であるべきなのである。」<sup>(16)</sup> パークはその書簡で、さらに次のように語っている。

「我々は、公職や職権に関してはある特定の宗派に優先権を与えうるかもしれません。しかし財産の点では、すべての人間は公平であるべきです。……もしこのように考えなければ、ウイッグ主義は単なる派閥でしかないでしょう。」<sup>(17)</sup>

しかしこうしたパークの期待にもかかわらず、カトリックに土地購入の自由を認めるというガーディナー法案は委員会で否決された。そしてその代わりに、カトリックに999年間の賃貸借が認められることになった<sup>(18)</sup>。そのことを聞き知ったパークが、大いに残念がったことはペリー宛書簡からも明らかである<sup>(19)</sup>。しかしそれでもパークは、今後のさらなるカトリック救済に向けての重要なステップになるとして、それがイギリスに送付されると、イギリスの枢密院で承認されるよう関係者に懸命な働きかけを行ったのであった<sup>(20)</sup>——当時、アイルランド議会の議決権はポイニングズ法(*Poyning's Law*)によって制約されており、イギリスの枢密院は、アイルランド議会で提案され、送付されてきた法案を否認ないし修正してアイルランドに差し戻すことができた——。そしてパークの努力の結果、カトリック救済法案は、8月の上旬に最終的に法律として制定されることになったのである<sup>(21)</sup>。パークは、その法の不完全さを認識しつつも、その成立を喜ぶ書簡をペリーとガーディナーに宛てて書いている<sup>(22)</sup>。そして8月下旬には、コーク州バリダフに住むいとこG・ネーグルにも、同様の次のような書簡を送っているのである。

## エドマンド・パークとアイルランド問題

「カトリック救済法の成立ほど、私を喜ばせたものはありません。なるほど救済の方法は、イギリスにおけるそれと較べると広範なものでも寛容なものでもありません。にもかかわらず、それは偉大な収穫です。それは、それ自体非常に有益ですし、しかもそこには、今後いっそう拡大していくであろう一つの原理が含まれています。……今やあなた方は、あなた方の頭を上げて、あなた方自身で考えることができます。傷跡は消えました。あなた方は初めて臣民として認められ、臣民としての保護を受けるのです。」<sup>(23)</sup>

T·H·D·マホニが言うように、パークはカトリック救済法の成立にあたって顕著な役割を果たした<sup>(24)</sup>。そして彼の働きは、「アイルランドの宗教的自由の礎石」<sup>(25)</sup>となつたが、パークをカトリック救済へと向かわせたものが、まずもって被抑圧カトリックに対する深い同情心と、社会的不正や不公平に対する強い嫌悪感であったことは間違いない。そのことは、1779年8月14日付のJ·カリ宛書簡からも明らかである。すなわち、カトリック貴族として有名なケンメア子爵の指導するダブリンのカトリック委員会（Catholic Committee）が、1778年11月11日に、パークの尽力に報いるために感謝のしるしとして彼に500ギニーを贈ることを決めた<sup>(26)</sup>。しかしパークは、こうした「奉仕に対する見返りとして、何らかの報酬を受け取ることは私の道徳感覚（sense of propriety）からしてできないことです」<sup>(27)</sup>と述べて、カトリック委員会のメンバーの1人であり、パークの旧友であるカリにその申し出を断っている。そこでパークは、その金をアイルランドの若者の教育費として用いる方がはるかに有意義であると逆に提案する<sup>(28)</sup>が、カリに宛てたその書簡の中で、パークは不正や抑圧を憎むみずからの心情を次のように語っているのである。

「私は公私両面にわたって、アイルランド問題に積極的かつ真剣に取り組んできましたが、アイルランド問題への私の努力は、私の本性の中に織り込まれ、これまで私の行動を規制し、今後も規制し続けてくれることを望む一定不变の信条によって導かれてきました。要するに私は、あらゆる種類の社会的不正と抑圧に対する全き憎悪を言っているのです。社会的不正と抑圧の中でも最悪のものは、……あらゆる公平の源泉そのものを腐敗させ、統治のすべての目的を破壊してしまう不正であり抑圧です。それらを憎悪するという信条から、私はアイルランドの刑罰法体系を特に憎悪してきました。そして私は、その体系を正すためにこれまでなってきた事柄を、決して満足できるものとは思っていませんし、それは単に良き始まりでしかないと考えているのです。」<sup>(29)</sup>

こうして、パークをカトリック救済へと向かわせたものは、まずもって社会的不正や抑圧に対する強い嫌悪感であった。しかしもちろんそれだけではない。先の貿易規制緩和問題におけると同様に、実際的政治家としてのリアリズムもまた、彼をカトリック救済へと向かわせるいま1つの要因となった。すなわち、これまでしばしば述べてきたように、1778年2月に米仏条約が締結されて以降、アイルランドはフランス軍に侵入される危険性が出てきた。もしそれが現実のものとなれば、それをきっかけとしてアイルランドのカトリックは反英暴

動を起こすかもしれません、その結果イギリスとの絆は緩んで、アメリカのみならずアイルランドにおいても、帝国からの離脱の気運が盛り上がってくるかもしれない。こうした最悪の事態を避けるためにも、刑罰法を緩和して、カトリックに財産取得権を認めるべきである。「我々から財産を奪うようカトリックを駆り立てたり、フランスに武器を取らせたりするよりも、カトリックがみずから土地を購入できるよう援助すべきなのである。」<sup>(30)</sup>

こうしてバークは、人道的理由からだけではなく、帝国の維持というすぐれて政治的理由からも、カトリックを救済しなければならないと考えた。バークはカトリックに権利を認め、彼らを懷柔することによって、アイルランドが帝国から離脱するのを食い止めようとしたのである。そしてここにバークの政治的リアリズムがあったと言うべきであるが、いずれにせよバークは、アイルランドのカトリック救済のために努力したのであった。ところで、カトリック救済問題は1782年に再び持ち上がっている。すなわち、同年1月31日に、前出のガーディナーが刑罰法をさらに緩和して、カトリックをプロテスタントと同等の地位に置こうとする趣旨の2回目の救済法案をアイルランド議会に提出したのである<sup>(31)</sup>。ガーディナーのこの提案は、1782年5月にカトリック救済法（An Act for the further Relief of His Majesty's Subjects of this Kingdom professing the Popish Religion）として制定された。その内容は、カトリックに土地の所有や売買を認め、かつまた教師になることを許可したものであり<sup>(32)</sup>、78年の救済法に較べるならば、より前進したものであった。

しかしながら、こうした進歩的内容のものであるにもかかわらず、1782年2月4日付のケンメア子爵からの書簡<sup>(33)</sup>でその法案のことを知ったバークは、必ずしもそれを評価しなかった。否むしろ批判的ですらあった。というのもバークには、「その法案は普遍的で絶対的で容赦のない例外なき資格剥奪の法令を、まさしく更新するもの」<sup>(34)</sup>と思われたからである。実際その法案は、選挙権や公職に就く権利、武器を所持する権利、海外で教育を受ける権利等々については何の改善策も打ち出さなかった。それゆえカトリック教徒は、従来と同様、公的世界から締め出されたままであった。バークは、カトリックに対する資格剥奪を再規定したこの法案を「市民的諸権利を新しいボルトで締めつける」<sup>(35)</sup>ものとして批判している。とりわけ彼は、選挙権の剥奪を論難した。けだし「選挙権を取り上げるということは、臣民が権力の抑圧から身を守るとともに、あらゆる抑圧の中でも最悪のものたる私的な交際と私的な習慣（private society and private manners）への迫害から身を守るための盾を、彼ら臣民から取り上げることに他ならない」<sup>(36)</sup>からである。したがって、バークはカトリック教徒を隸属状態に追いやる、その状態を固定化するこの法案を単純に認めることはできなかった。彼にとってカトリックの救済は、市民的諸権利なかんずく選挙権を付与してこそ真に達成されうるのである。我々は、バークのこうした考えが、10年後の1792年に再び表明されるのを別稿で見るであろう。

ところで、このようにしてバークはアイルランドのカトリックが救済されることを望み、

## エドマンド・パークとアイルランド問題

そのための努力を惜しまなかったが、しかしパークが救済しようとしたのは、もちろんアイルランドのカトリックだけではなかった。後述するように、イギリスのカトリックのことも忘れてはいなかった。否、彼の救済や寛容のための戦いは、カトリックのみならず非国教徒のためにも行われたのである。そこで本節の考察を深めるために、ここでパークの寛容思想を概観しておこう。

さてパークは、1772年4月3日に非国教徒救済法案が議会に上程された時、「寛容の原理とは、諸君の考えと同じ人々ではなく、宗教についての見解がまったく異なる人々を寛大に取り扱うことである」<sup>(37)</sup>と述べて、同法案を支持する姿勢を鮮明にしている。そしてこの法案が下院を通過したものの、上院で否決され<sup>(38)</sup>、翌73年に再び下院で審議に付されると<sup>(39)</sup>、寛容は国家や教会に脅威を及ぼすばかりか、キリスト教そのものを攻撃し、それゆえにそれを認めるべきではないという説を論駁して次のように述べているのである。

「寛容はキリスト教に対する攻撃どころか、キリスト教の獲得しうる最善で最も確実な支柱である。……私は寛容を国教の一部分、キリスト教に適った原理、そしてキリスト教の重要な一要素とみなす。」<sup>(40)</sup>

パークが非国教徒に対する寛容を主張したのは、もとよりこの時だけではない。この時期に限定して見ても、1775年2月のW・バラ宛書簡にも、次のような表現を見出すことができる。「私は、我が国のほとんど全宗派の非国教徒たちが、分派主義者（schismatics）であるとは到底思えません。……〔確かに〕彼らの大半には、非難するよりも嫌悪したい事柄が多くあります。……〔しかしそれでも〕私は、我々の同胞と考える人々の信仰を認めたいと思います。ここで私の意味している人々とは、プロテスタント教会とカトリック教会（the reformed and unreformed Churches）を国の内外に広めたいという、我々が共通に抱いている希望を公言してゐる人々すべてを指しています。私は、非国教徒たちが互いに憎しみ合っている点を除けば、彼らにことさら不都合なものがあるとは思えないのです。」<sup>(41)</sup>

こうしてパークは、非国教徒に対しても寛容な姿勢をとった。もちろん、「私は自分の受けた教育からも、また自分の好みと趣味からもイギリス国教会の非常に熱心な信徒です」<sup>(42)</sup>と述べているように、彼自身はイギリス国教会の敬虔な信者であった。そのことは、我々もすでに指摘してきたとおりである。彼はピューリタン的熱狂や狂信を嫌悪していたし、多くの論者が指摘するように、カトリックとの親和性を明らかに持ちながらも<sup>(43)</sup>、自分がプロテスタントであり国教徒であることを繰り返し主張していた<sup>(44)</sup>。しかしながら、パークの考えでは「イギリス国教会の信条は宗教的信条の1つではあるが、イギリス国教会のみが宗教的信条なのではない。」<sup>(45)</sup>つまり、キリスト教は多様であり、国教会は独善に陥ったり自己を排他的なまでに絶対化すべきではないのである。同様のことは他の宗派についても言うことができ、すべてのキリスト教徒は、キリスト教の本質的要素たる慈愛の精神をもつて他の諸宗派に臨み、それぞれの信仰を最大限尊重すべきなのである。そしてパークによれ

ば、「人類が啓蒙されるにつれて、宗教的迫害の觀念は善良で道理のわかるすべての人々に、あらゆる状況下でほとんどあまねく論破されてきた」<sup>(46)</sup> のであった。しかもバークの自負するところでは、彼自身が「善良で道理のわかる」人間であったのである。「私は理性を行使するようになって以来、宗教的寛容主義に対する一貫した支持者でありました。」<sup>(47)</sup>

かつてJ・マッカンは、「バークほど寛容を高く唱えた著述家はいない」<sup>(48)</sup> と述べたことがある。この評言を、果たして言葉どおりに受け止めるべきかどうかは意見の分かれるところであろう。しかしバークがあらゆるキリスト教徒に寛容で、それぞれの宗派に深い尊敬の念を抱いていたことは間違いない。否、他の多くの宗教的自由主義者とは異なって、バークは単にキリスト教徒に対してのみならず、ユダヤ教徒やイスラム教徒に対しても、さらには偶像崇拜の異教徒に対しても寛厚な姿勢を貫いたのである。

「私の寛容についての考えは、非国教徒たちのそれをはるかに超えています。私は、完全な市民的保護を——それは、礼拝を公然と行っても妨害されない権利や、礼拝堂でも学校でも教育を行うことができる権利を含んでいます——ユダヤ教徒、イスラム教徒、さらには異教徒にまでも付与したいと思っています。特にそうした宗教が、長期にわたる時効となつた慣行によって諸利益をすでに獲得している場合はなおさらです。」<sup>(49)</sup>

我々は、こうしたバークの寛容思想がキリスト教圏を超えてインド世界にまで敷衍され、ヒンズー文化を擁護する重要なモメントとなるのを別な機会に見るであろう。バークは一貫して宗教上の寛容論者であった<sup>(50)</sup>。彼は、「人間は生まれつきの体質からして宗教的動物である」<sup>(51)</sup> と信じ、「宗教こそが文明社会の基礎であり、すべての善、すべての慰めの源泉である」<sup>(52)</sup> と確信していたが、バークにとって宗教は魂の救済者にして道徳の保護者、良心の誘導力、文明の源泉、社会の紐帯に他ならず、宗教を欠いたところに真に良き人間も、真に平和な良き社会もありえなかつたのである。そして人々の魂を浄化し、人々を有徳にして社会の教化と秩序化に貢献している宗教ならば、それがたとえ迷信深く非合理に思われる宗教であろうとも、できる限りそれを認めていこうとしたのであった。それゆえバークにとって重要なことは、いかなる宗教を奉ずるかということではなく、信仰心を持っているかどうかということ、別言すれば、プロテstantかカトリックかということでも、キリスト教か他の宗教かということでもなく、信仰か無神論かということであり、それこそがバークにとって本質的なことであったのである<sup>(53)</sup>。バークは無神論を激しく批判している。彼にとって神の存在を否定し、宗教を攻撃する無神論は、「宗教的動物」としての人間存在そのものと、そうした人間によって作り上げられてきた社会の伝統的秩序を否定ないし根底から覆すものに他ならず、したがつて無神論に対する寛容は、倫理的観点からも政治的観点からも本来的にありえないことであったのである。

「こうした人々〔無神論者〕は、あらゆる栄光とあらゆる慰めをもたらすすべてのものを我々から奪い去るであろう。彼らは、人間性という、宗教的動物たる者の最高の特権を

## エドマンド・バークとアイルランド問題

我々から剥奪しようとする人々である。私はそうした人々に、法の鋭い刃を向けようと思う。……

……市民社会に対する最も恐ろしい残酷な一撃は、無神論を通じて加えられる。……無神論者はこの国ではなく、人類の制度からの法外者である。彼らは断じて、断じて支持されてはならないし、寛容されなければならない。」<sup>(54)</sup>

バークの寛容思想は、無神論に対する不寛容という点で限界性を持っている。そしてその点で、それはロックの系譜に連なり、ロックを超えるものではなかった。しかしそれにもかかわらず、バークは基本的には寛容主義者であった。彼はカトリック教徒も非国教徒も、さらにはキリスト教以外の諸宗教も、神学上の理由というよりはむしろ倫理的・政治的根拠から可能な限り許容していこうとしたのであった。そしてそうした寛容思想の具体的表れが、アイルランドのカトリック救済のための戦いであったのである。

バークの寛容思想については以上にしておこう。我々は、「アイルランド」と「カトリック」の問題に議論を戻そうと思う。ところで、寛容精神は前世紀よりはるかに人々の間に広まっていたとは言え、アイルランドとカトリックに対する寛厚な姿勢は、当時のイギリスにおいては必ずしも評価されるものではなかった。否むしろ「イエズス会士」や「ジャコバイト」というレッテルが貼られて、政治家は政治生命を失いかねないばかりか、その身が危険にさらされることもあるほどであった。その典型的な事例は、1780年の「ゴードン暴動」(Gordon Riots)と、その暴動の際に狂信的な暴徒に襲撃されて、財産と生命が危機に瀕したバークのうちに見出すことができる。この「ゴードン暴動」は、本稿のテーマとも関わっているので、暴動が起こった背景、その経緯、バークとの関係等を必要な限り見ておこう。

さて、第1回目のカトリック救済法案がL・ガーディナーによってアイルランド議会に提出された10日あまり前の1778年5月14日に、ロッキンガム派のG・サヴィルが、イギリスのカトリック教徒を救済すべく、いわゆる「サヴィル法案」をイギリス議会に上程した。それは、イギリスのカトリック委員会が5月1日にジョージ3世に提出した建白書<sup>(55)</sup>に応えたものであり、バークの表現を用いて言うならば、「我々の市民同胞を奴隸状態から救い出し、我が国の法律から不正で不合理な要素を取り除き、我々の宗教から迫害の汚名と汚点をなくす」<sup>(56)</sup>ために、1699年に制定されたカトリック弾圧法<sup>(57)</sup>を一部撤廃しようとするものであった<sup>(58)</sup>。このサヴィル法案は、フランスの侵攻という危機的状況の中で、国難に一致結束して当たらねばならないという多分に政治的思惑の所産であり、それゆえ与・野党問わずそれを支持する声は多くあった。実際、バークも「まったく異議なく拍手喝采をもって承認された」<sup>(59)</sup>と述べているように、それは上・下両院を満場一致で通過し<sup>(60)</sup>、6月3日には国王の裁可を得ている。しかしその内容は、カトリックの聖職者がミサを行ったり、カトリック教徒が教育を行ったりするのを禁止し、また土地の売買や相続を禁止する苛酷な刑罰規定を撤廃したものにすぎず、しかも国王への服従を誓うとともに、僭称者に対する忠誠の放棄、

およびローマ教皇の世俗裁判権の否定を誓約するという厳しい条件付きであった<sup>(61)</sup>。したがって、この救済法はきわめて限界づけられたものではあった。しかしそれにもかかわらずこの法令は、カトリック救済に向けての第一歩となりうるものであったし、何よりもアイルランドにおけるカトリック救済運動の気運を促したという点で、その重要な先駆けとなるものであった。事実、すでに見てきた5月25日の第1回目のガーディナー法案は、このサヴィル法案に刺激され、それを真似て作成されたものであったのである。

「[サヴィルの] この賢明な法令から重要な効果が生じた。それらは国内外で、我が国にとってばかりか、人類全体に大きな利益をもたらす結果となった。……その法令は、きわめて不完全であるとしても、アイルランドで直ちに模倣された。そして原理を表明し、意向を明らかにしたにすぎないこの不完全な法令の不完全な転写と、寛容政策の最初のかすかな見取図が、アイルランドの全カトリック教徒の国家への再結合を最も見事な方法で完成した。」<sup>(62)</sup>

ところで、サヴィル法案が議会に提出されて審議に付された時、バークはことさら表立った行動をとらなかつたし、発言すらしなかつた。しかしこの法案を起草したのは、バークであると一般に信じられていた。この尊が本当かどうかは別としても、少なくとも彼がこの法案に強い関心を持ち、その成立を強く望んでいたことは疑いない。「私は、この都市〔ブリストル〕で私自身がこの法案の発議者ないし推進者であった、と熱心に宣伝されているのを知った。しかし本当のところ、私はこの法案の全審議過程を通じて、この主題について議会で1度も発言したことがない。私がこの事實を明らかにするのは、この法案に私が不賛成なことを言うためではない。まったく逆である。」<sup>(63)</sup>「私の尊敬すべき市民同胞の一部がうめき苦しんでいるあの恥すべき隸属状態を、せめて部分的にでも緩和する方策に私が心の底から賛同しない理由など、正義、政策、感情のどの観点からしてもまったく存在しないと断言する。」<sup>(64)</sup>

こうしてバークは、サヴィル法案に強い関心を持ち、それが無事議会を通過して立法化されることを望んでいた。しかし彼はこのことも1つの理由となって、やがて反カトリック民衆から激しく非難・攻撃されることになる。ところで、78年にサヴィル法案が議会で審議された時、政府側のH・ダンダス<sup>(65)</sup>が、スコットランドのカトリック教徒を救済するため次の会期に同様の法案を上程する旨言明した<sup>(66)</sup>。しかし長老派の多いスコットランドは、伝統的に反カトリック感情の強い所である。各地で教会会議が開かれ、カトリック救済に対する反対決議が数多くなされた<sup>(67)</sup>。そして日が経つにつれて反カトリック感情はいっそう募り、79年1月と2月にはエдинバラとグラスゴーで反カトリック暴動が発生した。狂信的なプロテスタントの暴徒たちが、カトリック教徒の礼拝堂や家屋や店舗を襲って放火や略奪を行ったのである<sup>(68)</sup>。この暴動によって大きな被害を受けたスコットランドのカトリックは、79年3月18日に請願書をイギリス議会に提出した。その内容は、暴動による被害の補償

## エドマンド・バークとアイルランド問題

と今後同様の暴動が起こった場合に保護を求めるものであった<sup>(69)</sup>。そしてこの請願を議会で取り上げ、それを委員会に付託するよう提案したのがバークであったのであり<sup>(70)</sup>、このことによって彼は、狂信的プロテスタントの非難・攻撃にいっそうさらされることになるのである。

スコットランドの暴動は軍隊によって鎮圧された。そしてそれによって秩序は回復した。しかし反カトリックの炎はスコットランドでは下火になったものの、やがてそれはロンドンに飛び火し、そこでいっそう激しく燃え盛ることになった。いわゆる「ゴードン暴動」である。このゴードン暴動は、エキセントリックなG・ゴードン卿によって扇動された狂信的な群衆が、無法の輩となってロンドン市内で荒れ狂い、首都を震撼させた大騒擾事件である<sup>(71)</sup>。すなわち、スコットランドで暴動が発生した直後の79年2月、カトリック救済法の撤廃を目的としてロンドンで「プロテスタント協会」(Protestant Association)が設立された。その協会の会長がゴードンであった。彼は、カトリック救済法撤廃の請願を議会に提出するため署名運動を始めた。約12万人分もの署名を集めたと言われている<sup>(72)</sup>。そして80年6月2日に、ゴードンの呼びかけに応じて集まった6万人を超す支持者たちと共に、請願を提出すべくウェストミンスターへと行進した。「教皇制反対」(No Popery)がその時のスローガンであった<sup>(73)</sup>。

ゴードンは請願を議会に提出した<sup>(74)</sup>。しかし、入口に押し寄せた群衆に驚いた下院議員たちは、その請願を審議するのを192対7という大差で否決した<sup>(75)</sup>。そしてゴードンがそのことを群衆に伝え、請願の審議拒否を主張した議員たちの名前を列挙して<sup>(76)</sup>、「審議に反対したのは特にブリストル選出議員のバーク氏である」<sup>(77)</sup>と、群衆に向かってアジ演説をした6月2日の夜に暴動が発生した。群衆の一部は、カトリック教徒がよく行くサルディニアとバイエルンの大使館の礼拝堂を襲撃して堂内の品物を略奪し、礼拝堂に火を放った<sup>(78)</sup>。その後暴動は1週間続いた。その過程でカトリックの礼拝堂、学校、住宅、居酒屋、カトリックに同情的な政治家の邸宅、監獄、イングランド銀行等々を次々と襲撃し、略奪と放火を繰り返した<sup>(79)</sup>。暴動は、H・ウォルポールによって「暗黒の水曜日」(Black Wednesday)と呼ばれた<sup>(80)</sup>6月7日の水曜日に頂点に達した。その日のことを、ウォルポールは翌8日付の手紙で次のように書いている。

「私は、消費税やジン酒法やダービーの反乱やウィルクスの幕合劇やプリマスでのフランス人のことを記憶しています。でなければ、私は非常に記憶力が悪いということになるでしょう。しかし私は、昨晩まで、ロンドンやサザックが炎に包まれるのを見たことなど決してありませんでした。」<sup>(81)</sup>

暴動は6月8日に1万の軍隊によって鎮圧された。しかし、暴動による被害は甚大であった。死者285名、負傷者173名、逮捕者450名、そのうち絞首刑になった者25名、公共の建物の損害3万ポンド、個人の受けた被害総額は7万ポンド以上であった<sup>(82)</sup>。この暴動によつ

て、2年前にカトリック弾圧法の一部撤廃を求める「サヴィル法案」を提出したG・サヴィルの邸宅も被害を受けた。そして実質的被害はなかったものの、パークもまた、生命と財産が危険にさらされた者の1人であった。

ロンドン市内のパークの家が襲撃されるかもしれないという情報をパーク自身が外出先で受け取ったのは、サヴィルの邸が襲われた同じ日の6月5日の夜のことである。彼は急いで帰宅し、重要書類を安全な場所に移した。政府も16名の兵士を送って彼の家を警護させた。そして翌6日には、パークは書物と家具を運び出し、妻と共に知人の家に避難した<sup>(83)</sup>。そのあたりのことは、パークの6月13日付シャクルトン宛書簡からも明らかであるが、彼は同じ書簡の中で、暴徒に対して毅然たる態度をとり、政治家としての義務を果たそうとしたことを以下のように記している。「私の友人たちとは、私の所へ来てロンドンを離れるよう説得しました。……しかし私は、私の自由がひとたび失われて、ロンドン市内を静かに歩くことができないならば、私が命を賭けて追求すべき義務を果たすことなどできないと考えました。それゆえ私は、怖けづいて正道から外れたりすまいと心に決めました。私は、強力な騎兵隊と歩兵隊が警護する議事堂へ群衆の間を歩いて帰りました。」<sup>(84)</sup>

ウィルクス事件よりもはるかに大きな被害をもたらし、パークも抜刀して身を守らねばならなかった<sup>(85)</sup>このゴードン暴動は、ロンドン市民はもちろんパークにも強い衝撃を与えた。彼は6月6日の議会演説で、この暴動を「法律と憲法に反するばかりか、理性と正義と人間性にも背く暴力的な不法行為」<sup>(86)</sup>として激しく非難している。彼は、思慮なき民衆の宗教的排他性や熱狂が暴力と結びつき、首都を無法地帯と化さしめたこの時の恐ろしい光景を決して忘れるることはなかった<sup>(87)</sup>。ゴードン暴動から9年後、パリの民衆がバティーユを襲い、ヴェルサイユ宮殿に侵入して国王一家を連行したというニュースをパークが聞いた時、民衆の荒れ狂うゴードン暴動の光景を思い出して、恐怖の念に捉えられたであろうことは想像に難くない。彼にとってフランスの「革命」は、思慮を欠いた不逞の輩の「暴動」と何ら異なるものではなかったのである。

こうして、パーク自身はかろうじて難を逃れることができたものの、この暴動によって彼の生命と財産は危険にさらされた。パークがこうした厄災にあった背景には、言うまでもなくカトリックとアイルランドに対する彼の同情的で寛厚な態度、およびそれに対するプロテスタント市民の不満や反感があった。当時の人々の感覚では、カトリックを弁護することはカトリックの国アイルランドを擁護することに他ならず、しかもアイルランドを擁護することは、イギリスに不利益をもたらすことに他ならなかった。そのため、公職の地位にありながらカトリックを弁護すれば、イギリスよりもアイルランドの利益を擁護する者とみなされ、それゆえカトリックとアイルランドに対して同情的な態度をとるのは、当時としてはかなりの勇気を必要とし、時には身の危険をも覚悟しなければならないことであった。あるいは少なくとも、政治家の場合は選挙民の怒りを買って議席を失う恐れが十分にあったのであ

## エドマンド・バークとアイルランド問題

り、実際1780年の総選挙の時には、バーク自身がそうした事態に直面する羽目となったのである。

すでに見てきたように、バークはみずからの選挙区であるブリストルの市民からさまざまな点で非難された。第1に彼が選挙区を頻繁に訪れなかつたこと、第2にアイルランド貿易規制緩和法案を支持したこと、第3にビーチャム卿の債務者法案を支持したこと、第4にサヴィルのカトリック救済法案に深く関与したことである。それらのうち、バークが最も深刻に受け止めたのは第4のカトリック救済問題であるが、すでに言及したように、この問題はアイルランド問題と無関係ではありえず、むしろカトリック問題はいわばアイルランド問題であった。したがって、ブリストル市民のバークに対する非難はそのほとんどがアイルランド問題と関わり、バークがブリストルの支持を失う最大の理由も、実はアイルランドに対する彼の姿勢ないしその対応の仕方にあったのである。

バークはきわめて不利な立場に追いやられていた。有権者の支持は急速に落ちており、そのため選挙に出馬しても当選するかどうかはまったくわからなかった。選挙に勝つためには、ブリストル市民の個別的で地域的な利益を第一義とし、選挙区代表としての姿勢を鮮明にすればよいのかもしれない。しかし国民代表を自負するバークは、議席を得るために自己の政治的信条を変える気など毛頭なかった。なるほど、民衆の利益を図ることは政治家の第一の義務であろう。しかしそのことと民衆に利益誘導を図ったり、民衆に媚びてその気まぐれな意見に迎合したりすることとは別である。政治家は常に確かな眼力で状況を正しく把握し、成熟した理性や判断力で全体的利益を考えながら、真に賢明な思慮の政治を行っていくなければならないのである。そしてそうした政治を行う所こそが議会であり、そうした政治を行う人間こそが眞の政治家なのである。

「政府を民衆にとって好ましい存在たらしめる政策を、私ほど積極的に推進してきた人間はない。しかし人を喜ばせるこの賢明な行為も、あくまでも正義の枠内に限定されるべきである。私は民衆の利益を重視するばかりでなく、彼らの気分をも進んで満足させたいと念願している。我々は皆、あやされ機嫌をとられねばならない一種の小児といった存在である。私は自分を、厳格で形式ばった人間だとは考えていない。したがって私は、彼らを喜ばせるためとあらば無邪気な道化芝居をあえて我慢するばかりか、自分で進んで道化役を演ずることすらためらわないだろう。しかし、彼らを楽しませるために圧制者の役柄を演じることだけは断じてしたくない。……『もし私がこの不得策で頑固な持論を公言し続けるならば、今後私が議会に選出される機会はないかもしれない。』——確かに、公務の場を失うことは嬉しいことではない。しかし私は、善を行い悪に抗する自己の役割を果たすためにこそ、議会の一員たることを望む人間である。それゆえ、議席を得んとする目的で私の目的を放棄するのは實に馬鹿げたことであろう。」<sup>(88)</sup>

バークは頑ななまでに国民代表としての姿勢を貫こうとする。また、どこまでも道徳的高

潔さを保持しようとする。そして彼はそうした自分に誇りを感じながら、ブリストルのギルドホールで行われた1780年9月6日の演説を次のように終えた。

「紳士諸君、私が諸君とのいわば収支決算のためにやって来たこの重大な日に、私に対する非難の性格に関して、あえてある種の正直な誇りを感じると最後に申し上げたい。私は今日この場所で、賄賂で買収されたとか、義務をなおざりにしたと諸君から難詰されているのではない。私は長年にわたる私の奉仕を通じて、たった1つの事例においてすら、自分の野心ないし私利のために諸君の利益をわずかでも犠牲にしたと非難されはしなかった。また、私自身あるいは私の属する党の怒りや仕返しのために、私がある人物もしくはある集団の人々を不當に中傷したり抑圧する片棒を担いだと非難されたわけでもない。否、私に向けられた非難は皆同じ1つの種類、すなわち、私が普遍的正義と仁慈の原理をあまりにも徹底的に押し進めたというものである。……私は、今後自分の生涯に生起するかもしれないあらゆる不慮の事態において、つまり苦難、悲しみ、絶望、困窮等に際して、この告発を自分の心中に思い起こして自らを慰めるつもりである。

紳士諸君、私は以上に述べたすべてを諸君の判断に委ねたい。……もしここに参集の諸氏が私に引退を勧めるのならば、私は謹んで身を引くことにしよう。もし諸君が逆のことを考えるならば、私は直ちに会議所と取引所に赴いて、一刻の猶予もなく私の選挙運動を開始したいと思う。」<sup>(89)</sup>

この演説の後、バーク支持が多数を占める集会の参加者たちは、バークの「国王に対する聰明な忠誠心、広大な帝国の全範囲を通じての故国に対する献身的な愛情、同胞臣民の自由に対する細心で入念な配慮、商業的利益に関する該博な知識、社会の最下層の人々の境遇に対する人情豊かな思いやり、すべての非国教徒に対する理性的寛容とともに、国教会を護持しようとする真に賢明で政策的な寛容精神」<sup>(90)</sup>等々に最大限の理解を示し、彼を候補者として擁立することを決議した。それを受けたバークは正式に立候補し、本格的に選挙運動を始めた。しかし運動を開始したものの、到底勝ち目がないことがわかった。けだし本稿第二節でも述べたように、トーリー党から出馬予定のクームが突然病気になり、立候補辞退の可能性が出てきて、そこにバークと彼の支持者たちの一縷の望みがあったが、しかしクームが9月8日に急死するに及んでトーリー陣営は急遽H・リピンコットを身代わりに立て、そのためバークと支持者たちの望みも完全に潰えてしまったのである<sup>(91)</sup>。もはや当選の可能性はない。バークは選挙戦から降りることを決意した。そして9月9日の朝、選挙民に向かってギルドホールで次のような演説を行った。

「紳士諸君、私は投票を拒否する。……

私は、正式にこの都市全体を選挙運動で回ったわけではないが、諸君が最終的に私を選択しないだろうという確信だけは持つに至った。……私は身を引く決意を固めた。……

私はこの現在の事態の成り行きに、少しも驚いたり怒ったりしていない。……もとより、

## エドマンド・パークとアイルランド問題

私が何の心の動搖も感じていないというのは真実でも適切でもなかろう。ブリストルの代表となるのは、私にとって多くの点で名誉なことであるし、私はこの国のどの地域の代表たることよりも格段にそれを望みたいと思う。私の習性はすでにこの土地に馴染んできた。一般的に言って、まったく選出されぬことよりも、長い吟味の後に拒絶されることの方がいっそう不愉快なものである。

しかし、私はこれまで示してくれた諸君の親切心だけを今後も心に銘記したいと考えており、現在も感謝の念以外のいかなる感情も抱いていない。私は心の底から、これまで私が諸君から受けてきた恩顧に感謝したい。諸君は私に長い任期を与えてくれた。しかし、その任期は今ここに終った。」<sup>(92)</sup>

選挙戦から降りることは、パークにとっては悲しく無念なことであったに違いない。国民代表としてのみずからの政治行動の正しさを選挙民にいかに訴えようとも、少数の支持者を除いて、目先の利益を追い求める一般有権者にはそれを十分理解することができなかった。しかしそれにもかかわらずパークは、この引用文からもわかるように、選挙民に対して愚痴や非難めいたことは一言も発しなかった。むしろ彼はブリストルのことを思いつつ、しかも最後まで自己の政治姿勢に強い自負心を持っていたのである。そして彼は、この短い演説を次のような言葉で締めくくった。それは、中野好之氏の表現を借りるならば、「政治家代議士が選挙民に向って語る紋切り型の挨拶からはほとんど想像するも困難な、深い思いやりとそして力強い自信の表明である。」<sup>(93)</sup>

「私は、今日のように単に名目的でない奉仕がとりわけ必要とされる時期にあっては、最適任の人材が諸君によって選ばれるよう心から祈りつつ、執行官、候補者、そして選挙人各位に恭しい気持ちを込めて別離の挨拶を送る。諸君がやろうとしているのは遊び事ではない。私は、諸君に請い求めた信託の重さを思うだけで身震いがする。おそらく私は、自分の意志にあまりにも身を委ねすぎたのかもしれない。しかし私の意図は、真に廉潔で公正なものであった。私はこの地を去るに際して、たとえ諸君が私の後継者として誰を選ぶにせよ、私があらゆる点で私とまったく似ている人物こそを選出してほしいと諸君のために祈っても、決して諸君のためにならぬ願いをしているのではないとあえて断言するだけの自負を有するものである。」<sup>(94)</sup>

## 注

(1) Burke, *Speech at Bristol previous to the Election*, in *Works*, vol. II, p.372.邦訳, 〈著作集(2)〉, 233頁。

(2) *Parliamentary History*, vol.XX, p. 1404.

(3) Burke, *Speech at Bristol previous to the Election*, in *Works*, vol. II, p.384. 邦訳, 245頁。

(4) Cf. Peter T.Underdown, *Bristol and Burke* (Bristol : Bristol Branch of the Historical Association,1961), p.15.

(5) 拙著『パーク政治思想の形成』, 291-92頁参照。

(6) Cf. Beckett, *A Short History of Ireland*, p.105. 邦訳, 133頁参照。

- (7) 刑罰法の条文については、Mahoney, *Edmund Burke and Ireland*, Appendixes, pp. 325-31 を参照。
- (8) George M.Trevelyan, *The English Revolution, 1688-1689* (New York : Oxford University Press,1965), p.122. 松村 越訳『イングランド革命』(みすず書房, 1978年), 190頁。
- (9) Arthur Young, *A Tour in Ireland*, ed. Constantia Maxwell (1925 ; rpt. Belfast : The Blackstaff Press,1983), p.193.
- (10) Trevelyan, *The English Revolution*, p.123. 邦訳, 192頁。Cf. Basil Williams, *The Whig Supremacy, 1714-1760*, 2nd edn.,rev. C.H.Stuart (Oxford : Clarendon Press,1962), p.287.
- (11) Jonathan Swift, *The Drapier's Letters*, Letter IV, in *The Prose Works of Jonathan Swift*, ed.Herbert Davis (Oxford : Basil Blackwell,1966), vol. X , p.53.
- (12) バークの宗教的寛容精神の芽生えについては、拙著『バーク政治思想の形成』の第1章を参照していただきたい。
- (13) 同書, 299頁以下参照。
- (14) Edmund S.Pery to Burke (25 May 1778), *Correspondence*, vol. III, pp.449-50.
- (15) Burke to Edmund S.Pery ( 2 June 1778), *ibid.*, pp.452-53.
- (16) Burke to Unknown (c.3 June 1778), *ibid.*, pp.455-56.
- (17) *Ibid.*,p.456.
- (18) Cf. Froude, *The English in Ireland in the Eighteenth Century*, vol. II , pp.233-34.
- (19) Burke to Edmund S.Pery (24 June 1778), *Correspondence*, vol. III, pp.459-60.
- (20) その様子は、特に次の書簡から知ることができる。Burke to Edmund S.Pery (18 July 1778), *ibid.*,vol. IV, pp.5-10. Cf. A.Paul Levack, "Edmund Burke, His Friends, and the Dawn of Irish Catholic Emancipation," *Catholic Historical Review*, vol.XXXVII, no.4 (January 1952), pp.409-11 ; Cone, *Burke and the Nature of Politics*, vol.I, p.347.
- (21) *English Historical Documents*, vol. X , pp.705-707.
- (22) Burke to Edmund S.Pery (12 August 1778), *Correspondence*, vol. IV, pp.14-15 ; Burke to Luke Gardiner (24 August 1778), *ibid.*,pp.16-18.
- (23) Burke to Garrett Nagle (25 August 1778), *ibid.*,pp.18-19.
- (24) Mahoney, *Edmund Burke and Ireland*, p.75.
- (25) *Ibid.*,p.73.
- (26) Dr.John Curry to Burke ( 6 August 1779), *Correspondence*(1844), vol. II , pp.281-82 ; Anthony Dermott to Burke ( 9 August 1779), *ibid.*, p.291.
- (27) Burke to Dr.John Curry (14 August 1779), *Correspondence*, vol. IV, p.118.
- (28) *Ibid.*,p.119.
- (29) *Ibid.*,p.118.
- (30) Burke to Edmund S.Pery ( 3 July 1778), *ibid.*,p.4.
- (31) Cf. McDowell, *Ireland in the Age of Imperialism and Revolution*, p.191.
- (32) Mahoney, *Edmund Burke and Ireland*, Appendixes, pp.334-37.
- (33) Viscount Kenmare to Burke ( 4 February 1782), *Correspondence*, vol. IV, pp.400-402.
- (34) Burke to Viscount Kenmare (21 February 1782), *ibid.*, p.407 ; *Writings and Speeches*, vol.IX, p.567. この書簡は, *A Letter from a distinguished English Commoner, to a Peer of Ireland on the Penal Laws against the Irish Catholics* と題されて, 1783年にダブリンの書肆ドイル(Doyle)から出版されている。Todd, *Bibliography*, p.121.
- (35) Burke to Viscount Kenmare (21 February 1782), *Correspondence*, vol. IV, p.418 ; *Writings and Speeches*, vol.IX,

## エドマンド・バークとアイルランド問題

p.579.

- (36) Burke to Viscount Kenmare (21 February 1782), *Correspondence*, vol. IV, p.409 ; *Writings and Speeches*, vol. IX, p.570.
- (37) Burke, *Speech on Toleration Bill* (3 April 1772), in *Writings and Speeches*, vol. II, p.369.
- (38) *Parliamentary History*, vol. XVII, pp.431-42. この法案をめぐっては、ジョージ3世、ノース、およびリッチモンドの次の書簡を参照されたい。The King to Lord North (2 April 1772), *Correspondence of George III*, vol. II, pp.334-35 ; Lord North to the King (3 April 1772), *ibid.*, pp.335-36 ; The Duke of Richmond to the Marquis of Rockingham (26 April 1772), *Memoirs of the Marquis of Rockingham and his Contemporaries*, ed. George Thomas Keppel, Earl of Albemarle, 2 vols. (London : Richard Bentley, 1852), vol. II, p.224.
- (39) バークは、当法案が上院で否決されたこと、しかしいずれ議会に再上程され、不寛容の精神も今後次第に弱まっていくであろうという見通しを知人宛書簡で述べている。Burke to John Cruger (30 June 1772), *Correspondence*, vol. II, p.310. なお、1772年の法案上程から73年の再上程に至るまでの経緯を詳しく論じたものとしては、Richard B. Barlow, *Citizenship and Conscience : A Study in the Theory and Practice of Religious Toleration in England during the Eighteenth Century* (Philadelphia : University of Pennsylvania Press, 1962), pp.175ff. がある。
- (40) Burke, *Speech on Toleration Bill* (17 March 1773), in *Writings and Speeches*, vol. II, p.383 ; *Speech on Relief of Protestant Dissenters*, in *Works*, vol. VII, p.25.
- (41) Burke to William Burgh (9 February 1775), *Correspondence*, vol. III, pp.111-12.
- (42) Burke to Dr. John Erskine (12 June 1779), *ibid.*, vol. IV, p.84.
- (43) Ernest Barker, *Essays on Government*, 2nd edn. (Oxford : Clarendon Press, 1951), p.218,n.1 ; Mahoney, *Edmund Burke and Ireland*, p.316 ; Peter J. Stanlis, *Edmund Burke and the Natural Law* (Ann Arbor : The University of Michigan Press, 1958), pp.201-202 ; Conor C. O'Brien, *Introduction to Reflections on the Revolution in France* (Harmondsworth : Penguin Books, 1969), pp.28-30 ; Ursula Henriques, *Religious Toleration in England, 1787-1833* (London : Routledge & Kegan Paul, 1961), pp.102-103.
- (44) Burke to Countess of Huntingdon (ante 6 February 1772), *Correspondence*, vol. II, pp.298-99 ; Burke to William Burgh (19 February 1775), *ibid.*, vol. III, p.111 ; Burke, *Reflections on the Revolution in France*, in *Writings and Speeches*, vol. VIII, pp.141-42. 半澤孝麿訳『フランス革命の省察』(エドマンド・バーク著作集(3)) (みすず書房, 1978年), 115頁。なお、バークのアングリカニズムを論じたものとしては、次のものがある。Russell Kirk, "The Anglican Mind of Edmund Burke," *Church Quarterly Review*, vol. CL III (1952), pp.470-87.
- (45) Burke, *Speech on Toleration Bill* (17 March 1773), in *Writings and Speeches*, vol. II, p.389 ; *Speech on Relief of Protestant Dissenters*, in *Works*, vol. VII, p.37.
- (46) Burke, *Tracts relating to Popery Laws* (1761-65), in *Writings and Speeches*, vol. IX, p.465.
- (47) Burke to Job Watts (10 August 1780), *Correspondence*, vol. IV, p.261.
- (48) John MacCunn, *The Political Philosophy of Burke* (1913; rpt. New York : Russell & Russell, 1965), p.111.
- (49) Burke to William Burgh (9 February 1775), *Correspondence*, vol. III, p.112.
- (50) もっとも、イギリス国教会に所属する自由主義的な聖職者たちが、1772年2月6日に39カ条の教義受諾の署名廃止を求めて下院に請願を提出した際 (*Parliamentary History*, vol. XVII, pp.251-54), バークはそれに反対する有名な演説を行っている (*Speech on Clerical Subscription* [6 February 1772], in *Writings and Speeches*, vol. II, pp.359-64 ; *Speech on the Acts of Uniformity*, in *Works*, vol. VII, pp.3-19)。しかしバークの考えでは、その請願を拒否することは、決して不寛容の立場をとることを意味するのではなかった。なぜならば、国教会は

自発的な任意団体であって、そこからの脱会は自由であり、したがって教会の成員に署名の義務を課しても、何ら内面の自由を侵すことにはならないからである。要するにバークの考えでは、この問題はイギリス国教会内部の規律に関わるものであって、宗教的寛容の問題ではなかったのである。Cf. Cone, *Burke and the Nature of Politics*, vol.I, pp.219-21; 中野好之『評伝バーク——アメリカ独立戦争の時代——』(みすず書房, 1977年), 278-80頁参照。

- (51) Burke, *Reflections on the Revolution in France*, in *Writings and Speeches*, vol. VIII, p.142. 邦訳, 115頁。
- (52) *Ibid.*, p.141. 邦訳, 114頁。
- (53) Cf. Michael Freeman, *Edmund Burke and the Critique of Political Radicalism* (Oxford : Basil Blackwell, 1980), p.142.
- (54) Burke, *Speech on Toleration Bill* (17 March 1773), in *Writings and Speeches*, vol. II, p.388 ; *Speech on Relief of Protestant Dissenters*, in *Works*, vol. VII, pp.35-36.
- (55) *Parliamentary History*, vol. XIX, pp.1138-39. この建白書の草案を作成したのはバークであると言われている。Levack, "Edmund Burke, His Friends, and the Dawn of Irish Catholic Emancipation," pp.401-402 ; Cone, *Burke and the Nature of Politics*, vol.I, p.344.
- (56) Burke, *Speech at Bristol previous to the Election*, in *Works*, vol. II, p.396. 邦訳, 256頁。
- (57) この弾圧法について、バークは次のように述べている。「1699年に1つの法律が制定された。それによつて、ミサを行うこと（これはラテン語による礼拝であつて、我々の礼拝の仕方と厳密に同じではないが、それにきわめて近く、法律ないし公序良俗に反するいかなるものも含んでいない）は犯罪とされ、終身刑に処せられた。有益で立派な職業である学校の教師はもとより、家庭で教育することすらも、カトリック教徒の場合は同じ不当な処罰の対象となつた。……すべてのローマ・カトリック教徒は、この同じ法令によって、自分の財産を最も近いプロテスタントの親戚に引き渡さねばならなくなつた。」(*Ibid.*, p. 391. 邦訳, 251-52頁。)
- (58) この日の法案提出および審議の模様については、*Parliamentary History*, vol. XIX, pp.1137-42 ; *Annual Register*, 1778, Part I, pp.190-91 ; *English Historical Documents*, vol. X, pp.404-406 を参照。
- (59) Burke to Edmund S.Pery (19 May 1778), *Correspondence*, vol. III, p.449.
- (60) *Parliamentary History*, vol. XIX, pp.1142-45.
- (61) *English Historical Documents*, vol. X, pp.406-408.
- (62) Burke, *Speech at Bristol previous to the Election*, in *Works*, vol. II, pp.403-404. 邦訳, 262-63頁。
- (63) *Ibid.*, p.396. 邦訳, 256頁。
- (64) *Ibid.*, p.403. 邦訳, 262頁。
- (65) ダンダスについては、cf. Lewis B.Namier and John Brook (eds.), *The History of Parliament : The House of Commons, 1754-1790* (London : HMSO, 1964), vol. II, pp.354-57.
- (66) *Parliamentary History*, vol. XIX, p.1142.
- (67) *Annual Register*, 1778, Part I, p.209 ; 1779, Part I, pp.194-95. Cf. Simon Maccoby, *English Radicalism, 1762-1785 : The Origins* (London : George Allen & Unwin Ltd., 1955), pp.321-22 ; Eugene C.Black, *The Association : British Extrapolitical Political Organization, 1769-1793* (Cambridge, Mass : Harvard University Press, 1963), pp.135-37.
- (68) *Annual Register*, 1779, Part I, pp.197-98 ; 1780, Part I, pp.28-32 ; *The Last Journals of Horace Walpole during the Reign of George III, 1771-1783*. ed. Archibald F. Steuart (London: John Lane, 1910), vol. II, pp. 241-43. なおこの時、歴史家として有名なW・ロバートソン (William Robertson) の家屋も、彼自身はプロテスタントであつたにもかかわらず、カトリックに同情的であるという理由から襲撃されている。Cf. Black, *The Association*,

## エドマンド・パークとアイルランド問題

pp.140-44.

(69) *Parliamentary History*, vol.XX, pp.322-26.

(70) *Ibid.*,pp.322, 326-27.

(71) ゴードンおよび「ゴードン暴動」を論じたものとしては、George Rudé, "The Gordon Riots : A Study of the Rioters and their Victims," *Transactions of the Royal Historical Society*, 5 th ser.,vol. VI (1956), pp.93-114 ; Idem, "The London 'Mob' of the Eighteenth Century," *Historical Journal*, vol. II , no.1 (1959), pp. 1 -18 ; Maccoby, *English Radicalism, 1762-1785*, pp.305-25 ; Christopher Hibbert, *King Mob : The Story of Lord George Gordon and the Riots of 1780* (London : Longmans,Green & Co.,1958); Black, *The Association*, pp.147-73 ; John Stevenson, *Popular Disturbances in England, 1700-1870* (London : Longmans,1979), pp.76-90等がある。これらの中でも、とりわけ定評があるのはヒバートのものである。

(72) *Parliamentary History*, vol.XXI, p.656.

(73) *Annual Register*,1780, Part I, pp.191-92, 257.

(74) *Parliamentary History*, vol.XXI, pp.657-59.

(75) *Ibid.*, p. 660.

(76) *Annual Register*, 1780, Part I, p.258 ; *The Political Memoranda of Francis Fifth Duke of Leeds*, ed. Oscar Browning (1884;rpt. New York : Johnson Reprint Co., 1965), p.31.

(77) *Annual Register*, 1780, Part I, p.258.

(78) Cf. Rudé, "The Gordon Riots," p.95.

(79) Cf. *ibid.*, pp. 96-99.

(80) Horace Walpole to Lady Ossory (10 June 1780), *The Yale Edition of Horace Walpole's Correspondence*, ed. W.S.Lewis (New Haven : Yale University Press,1937-83), vol. XXXIII, p.194.

(81) Horace Walpole to Lady Ossory ( 8 June 1780), *ibid.*, p.190. S・ジョンソンも、スレール夫人に次のように書いている。「信心深いプロテスタントたちは、ジョージ・ゴードン卿の呼びかけに応じて、金曜日〔6月2日〕にセント・ジョージ広場に集まり、ウェストミンスターへと行進しました。そして上下両院の議員たちに罵詈雑言を浴びせましたが、彼らはそれをまったく意氣地なく甘受しました。その夜、リンカーンズ・イン法学院近くのカトリック教会の破壊によって暴動の口火が切られました。私は、この1週間の反政府運動の正確な記録はお伝えできません。月曜日に、自分も侮辱を受けたストラーン氏は、同様の憂き目にあっていたはずのマンスフィールド卿に民衆の無軌道について警告を発していました。しかし卿は、これをごく軽い不法行為にすぎないと考えました。火曜日の夜になると、暴徒はフィールディングの邸宅を破壊して、彼の財産を路上で焼き払いました。彼らはすでに月曜日にサー・ジョージ・サヴィルの邸宅を襲っていましたが、建物自体は難を逃れました。火曜日の夕方、彼らはフィールディングの廃墟を後にしてニューゲイトへと向かい、礼拝堂破壊の廉で拘引されていた仲間の釈放を要求しました。市長の許可なしには囚人を釈放することのできない看守がそれを求めに行って帰ってみると、留守の間に囚人が残らず釈放され、ニューゲイトが炎に包まれているのに気づきました。次いで彼らはブルームズベリに向かい、マンスフィールド卿の家に狙いを付けてそれを引き倒し、彼の財産をことごとく焼き払いました。その後暴徒はカーン・ウッドへ回りましたが、そこに配備されていた衛兵によって押しとどめられました。彼らは、その夜に何人かのカトリック教徒から金品を強奪し、ムーアフィールズの教会を焼き払った模様です。私は水曜日にスコット博士と一緒にニューゲイトを見に行き、それが廃墟と化して、炎がまだ上がっているのを見ました。通りがかりに私は、プロテスタントたちがオールド・ペイリーの中央刑事裁判所を襲って、略奪している現場を見受けました。……水曜日に彼らはフリート監獄、王座裁判所、マーシャルシー監獄、

ウッドストリート拘置所、クラーケンウェル矯正院等々を片っ端から開け放って、囚人を残らず脱走させました。その夜、彼らはフリート監獄や王座裁判所をはじめあらゆる建物に放火したので、多くの地区から天を焦がす猛火が見えました。何とも恐るべき光景でした。多くの人々が脅され、ストラーン氏も私に十分気をつけるよう忠告してくれました。あなたがこのような途方もない恐怖の場面にあわないでくださいのは幸運でした。」(Samuel Johnson to Mrs.Thrale [ 9 June 1780], *The Letters of Samuel Johnson*,ed. Bruce Redford (Princeton : Princeton University Press,1992-94), vol.III, pp.267-69 ; James Boswell, *The Life of Samuel Johnson*, Everyman's Library (London : J.M.Dent & Sons Ltd.,1973), vol.II, pp.304-305. 中野好之訳『サミュエル・ジョンソン伝』[3]〔みすず書房, 1983年〕, 50-51頁。)

- (82) *Annual Register*, 1780, Part I, p.262. Cf. Rudé, "The Gordon Riots," pp.99-100 ; Stevenson, *Popular Disturbances in England*, p.83.
- (83) Burke to Richard Shackleton (13 June 1780), *Correspondence*, vol.IV, pp.245-46.
- (84) *Ibid.*, p. 246.
- (85) *Ibid.*, n.2.
- (86) *Parliamentary History*, vol.XXI, p. 662.
- (87) バークは、その後もゴードンやゴードン暴動に幾度か言及している。例えば、次のものを参照。  
*Parliamentary History*, vol. XXIX, pp.386, 426 ; Burke, *Reflections on the Revolution in France*, in *Writings and Speeches*, vol.VIII, p.135. 邦訳, 107頁。
- (88) Burke, *Speech at Bristol previous to the Election*, in *Works*, vol. II, pp.421-22. 邦訳, 279頁。
- (89) *Ibid.*, pp. 422-23. 邦訳, 280-81頁。
- (90) *Ibid.*,pp.423-24. 邦訳, 281-82頁。
- (91) Cf. Namier and Brooke (eds.), *The History of Parliament*, vol. I , p.288.
- (92) Burke, *Speech at Bristol on Declining the Poll* ( 9 September 1780), in *Works*, vol. II , pp.427-28. 邦訳〈著作集(2)〉, 284-85頁
- (93) 中野『評伝バーク』, 422頁。
- (94) Burke, *Speech at Bristol on Declining the Poll*, vol. II , p.429. 邦訳, 286頁。なお、ブリストルのウイッグ陣営は、バークに代わる候補者としてS. ピーチを立てた。ピーチは、同市の急進主義的団体である「独立協会」の中心人物で、短期議会、議会における官吏の制限、年金受領者と政府請負業者の議会からの締め出し等を要求していた。また彼は、1774年の総選挙でバークとともに当選し、今回もウイッグから立候補していたH・クリューガーの岳父でもあった。要するにウイッグ陣営は、ピーチとクリューガーという、急進主義的親子による2議席独占を狙ったのである。しかし結果は裏目に出、当選したのはトーリーのM・ブリックデルとH・リピンコットであった。各候補者の得票数は次のとおりである。

M・ブリックデル	.....	2771票
H・リピンコット	.....	2518票
H・クリューガー	.....	1271票
S・ピーチ	.....	788票
E・バーク	.....	18票

Cf. Namier and Brooke (eds.), *The History of Parliament*, vol. I. p.283.